

## ■第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 【狩猟鳥獣（ツキノワグマ）について】（案）

### 1. 経緯及び背景

現在、東京都では、鳥獣保護管理法第 4 条に基づく第 12 次鳥獣保護管理事業計画の中で、ツキノワグマを含む絶滅危惧 IA・IB 類に該当する希少な鳥獣に対し「捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。」としている。

また、ツキノワグマが人里等への出没を原因とする有害捕獲が多発する場合、地域個体群の保護が危ぶまれることから、ツキノワグマの人里等への出没抑制、については有害捕獲数を抑え、地域個体群の保護を目的とした防除対策を実施する必要がある。なお、鳥獣保護管理法第 5 条において、「都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

東京都において、ツキノワグマは多摩地域の 6 市町村（あきる野市、青梅市、八王子市、日の出町、奥多摩町、檜原村）に生息する希少種である。東京都の保護上重要な野生生物種（東京都レッドリスト 2020 年版）においても、南多摩地域（八王子市）で絶滅危惧 2 類（VU）、西多摩地域（あきる野市、青梅市、八王子市、日の出町、奥多摩町、檜原村）で準絶滅危惧（NT）に選定されており、個体数の減少が危惧されている。

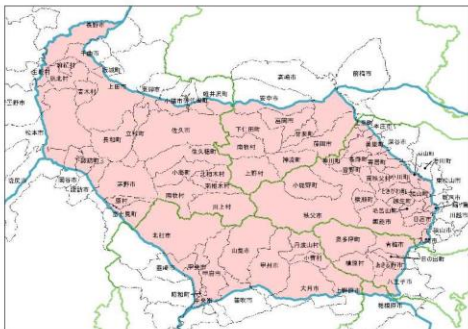
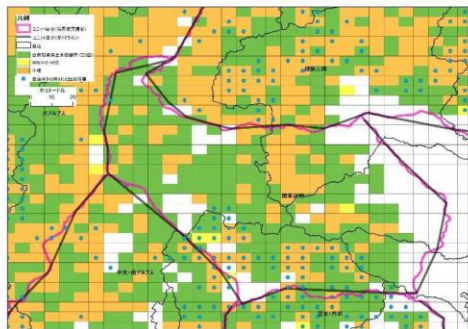
ツキノワグマについては、一部の地域で樹木の剥皮害のほか、人身被害の懸念も生じているが、東京都では鳥獣保護管理法第 12 条 2 項で規定される特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣と認め、防除対策を推進するとともに、平成 19 年に狩猟自粛、平成 20 年からは狩猟禁止としている。

## 2. 東京都におけるツキノワグマの現況

### ①東京都におけるツキノワグマの個体群

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）」（2017（平成29）年3月 環境省）によると、表2.1に示すとおり東京都に生息するツキノワグマは、関東山地地域個体群（保護管理ユニット）に属している。関東山地は、東京都、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県にまたがり、本個体群の推定個体数は表2.1に示すとおり592.7頭 - 1,778頭であり、表2.2に示す個体数水準3（危急地域個体群）とされている。

表2.1 ツキノワグマの保護管理ユニット及び監視区域（関東山地）

保護管理ユニット①：関東山地（群馬県・埼玉県・東京都・山梨県・長野県）	
特定計画：群馬県、長野県	
希少種指定状況： 群馬県RDB（2012年）：注目種 埼玉県RDB（2008年）：絶滅危惧Ⅱ類 東京都RDB（2010年）：絶滅危惧ⅠA類（南多摩）、絶滅危惧ⅠB類（西多摩） 山梨県RDB（2005年）：要注目種 長野県RDB（2004年）：LP（中信高原・ハケ岳地域個体群）	
分布域：自然林は山地の主稜線に限定（越後三国、富士・丹沢、北アルプス、中央南アルプスユニットと隣接）	
個体数：592.7-1,778頭（計画ベース）（個体数水準3）	
捕獲数：平均49.5頭	
その他の状況： <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接ユニット間は幹線道路、鉄道、市街地等が存在することから個体の往来が制限されている。</li> <li>シカの採食による森林への影響が深刻で、クマの食性への影響も懸念される。</li> <li>錯誤捕獲の発生実態が把握されていない。錯誤捕獲対策が課題。</li> <li>ユニットで密度調査を実施、監視していく必要がある。</li> </ul>	

出典）「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）」（2017年3月 環境省）

表 2.2 クマ類の個体数水準と捕獲上限割合及び保護・管理の目標

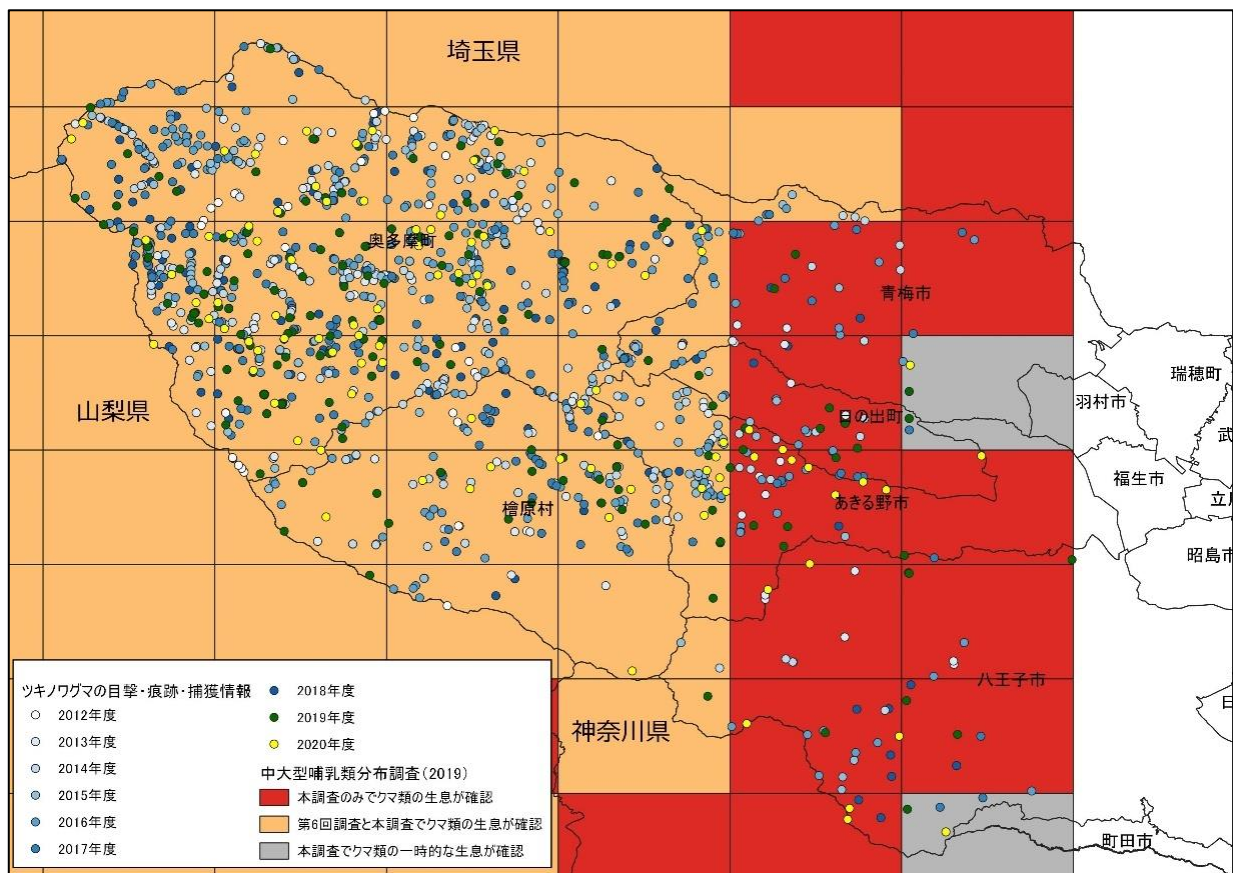
個体数水準	保護・管理の目標	
	分布域	個体数
<p>1 (危機的地域個体群)</p> <p>【成獣個体数】※13 100 頭以下</p> <p>【分布域】※13 きわめて狭く孤立</p>	<p>分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する</p>	<p>個体数水準 2 への引き上げ</p> <p>【捕獲上限割合】狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける（捕獲上限割合は成獣の個体数の 3%）。</p>
<p>2 (絶滅危惧地域個体群)</p> <p>【成獣個体数】 100-400 頭程度</p> <p>【分布域】 狭く、他個体群との連続性少ない</p>	<p>分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する</p>	<p>個体数水準 3 への引き上げ</p> <p>【捕獲上限割合】狩猟禁止、捕獲上限割合は成獣の個体数の 5%</p>
<p>3 (危急地域個体群)</p> <p>【成獣個体数】 400-800 頭程度</p> <p>【分布域】 他個体群との連続性が制限</p>	<p>分布域の維持、分布域内の環境保全</p>	<p>個体数水準 3 の維持または水準 4 への引き上げ</p> <p>【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数（捕獲上限割合）を総個体数（目標が水準 4 へ引き上げの場合は成獣の個体数）の 8%以下に抑えるように努める。</p>
<p>4 (安定存続地域個体群)</p> <p>【成獣個体数】 800 頭程度以上</p> <p>【分布域】 広く連続的</p>	<p>分布域の維持、分布域内の環境保全</p> <p>分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全</p>	<p>個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導</p> <p>【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数（捕獲上限割合）は総個体数の 12%以下に抑えるように努める。人間との軋轢が恒常的に発生している場合、捕獲枠を 3%上乗せ（総個体数の 15%以下）することも可能である。</p>

出典)「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度)」(2017 年 3 月 環境省)

## ②分布状況

東京都において2012（平成24）年度から2020（令和2）年11月末までのツキノワグマの目撃・痕跡・捕獲地点図に、「平成30年度（2018年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）・カモシカ」（平成31年（2019年）3月 環境省「平成30年度（2018年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書自然環境局生物多様性センター）によるツキノワグマの生息確認メッシュを重ねたものを図2.1に示す。2012年以降の約10年間では生息確認範囲については、大きな変化は見られない。

なお、「中大型哺乳類分布調査」によると、東京都におけるツキノワグマの生息確認メッシュ（5kmメッシュ）は、2004（平成16）年度と比較して13メッシュ増加したとされており、17年前のデータとの比較においては分布の拡大が示されている。



出典)「令和2年度ツキノワグマ生息状況等調査委託 業務報告書」(2021年3月 東京都)  
 図2.1 東京都のツキノワグマの生息状況(5kmメッシュ)

### ③生息数

東京都では、2017（平成 29）年度から 2020（令和 2）年度の 4 か年においてツキノワグマの生息状況調査を実施し、都内における生息数の推定を行っている。調査年度により調査方法が異なるが、カメラトラップ法による調査結果からの推定生息数は平均値 102 頭（72-123 頭）、ヘアトラップ法による調査結果からの推定生息数は平均値 161 頭（128-181 頭）である。

他県においても同様の推定を行っており、関東山地地域個体群の推定生息密度及び推定生息数の比較を表 2.3 に示す。なお、調査手法や個体数推定の計算方法が異なることから、他県との比較の結果は参考程度とするが、東京都の推定生息数については他県における推定値の幅に概ね入っており、妥当な値であると考えられる。

表 2.3 関東山地地域個体群の推定生息密度及び推定生息数（参考値）

都道府県	生息密度	生息数	調査手法、推計手法（年度）
東京都	平均値 0.20 頭/km <sup>2</sup> (0.14-0.24 頭/km <sup>2</sup> )	平均値 102 頭 (72-123 頭)	カメラトラップ法、ベイズ法 (2017、2018、2019 年度)
	平均値 0.32 頭/km <sup>2</sup> (0.26-0.36 頭/km <sup>2</sup> )	平均値 161 頭 (128-181 頭)	ヘアトラップ法、ベイズ法 (2020 年度)
群馬県	0.1753 頭/km <sup>2</sup>	195 頭	階層ベイズ法
長野県	0.67 頭/km <sup>2</sup>	中央値 120 頭 (15-480 頭)	当該個体群については隣県の推定生息密度を利用して推定
山梨県	0.24 頭/km <sup>2</sup>	295 頭	ヘアトラップ法（2012 年度）

出典) 東京都：「令和 2 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託 業務報告書」(2021 年 3 月 東京都)

群馬県：「群馬県ツキノワグマ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画)」(平成 29 年 3 月 群馬県)

長野県：「長野県第二種特定鳥獣管理計画 (第 4 期ツキノワグマ保護管理)」(平成 29 年 3 月 長野県)

山梨県：「第 4 期山梨県ツキノワグマ保護管理指針」(平成 29 年 3 月 山梨県)

#### ④出沒・捕獲件数等

東京都におけるツキノワグマの出沒・目撃件数並びに捕獲数の推移を図 2.2 に示す。目撃件数については、年により差はあるものの増加傾向にある。捕獲に関しては、平成 19 年度は狩猟の自粛を要請、平成 20 年度以降は狩猟禁止（人身被害等防止のための許可捕獲は実施）としている。また、近年では表 2.4 に示す通り奥多摩町において 3 件の人身被害が発生している。

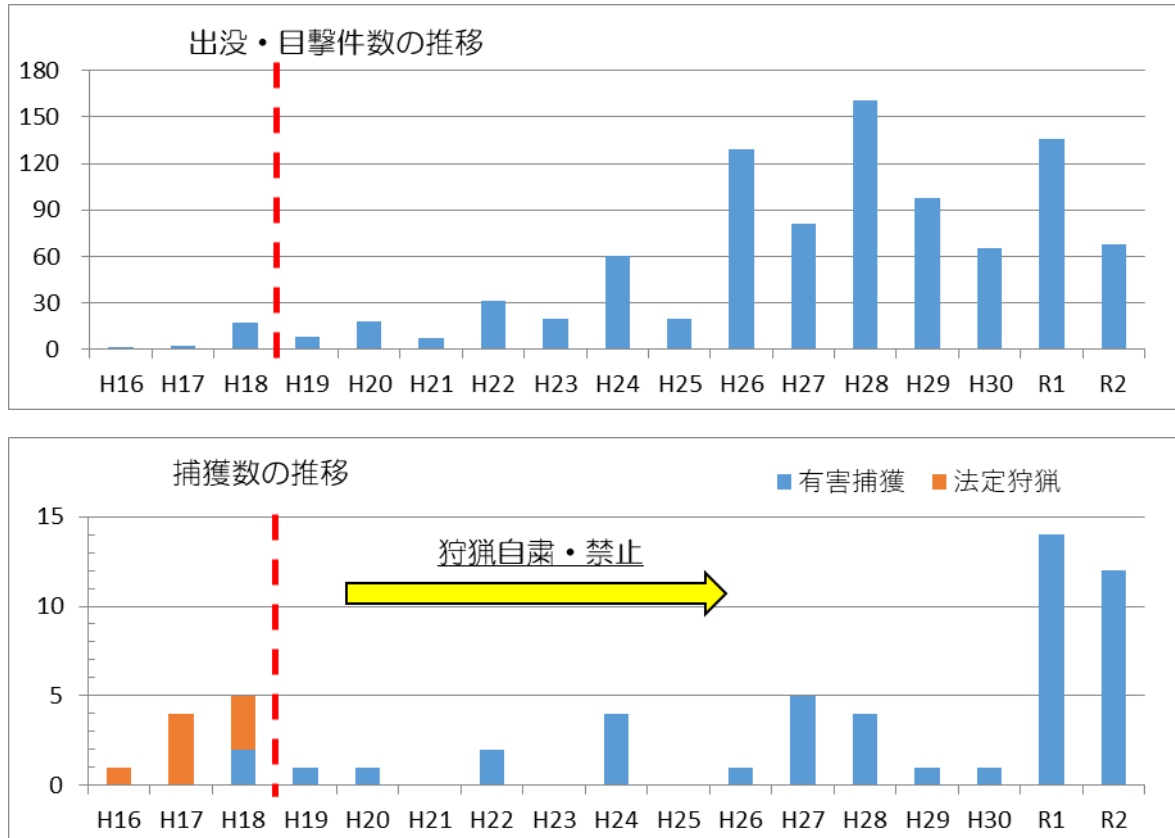


図 2.2 東京都におけるツキノワグマの出沒等の推移

表 2.4 ツキノワグマによる人身被害の発生状況

年月	場所	概要
平成 29 年 9 月	奥多摩町内	男性が沢登り中に、クマと接触し、斜面から転落し擦過傷
令和元年 8 月	奥多摩町内	ワサビ田で作業中の男性が後方からクマに襲われ、左手の中指と薬指を失う重症
令和元年 10 月	奥多摩町内	水道施設の清掃中に、クマと鉢合わせして揉み合いになり、崖から落ちて肩を打撲

### 3. 今後の方針

ツキノワグマについては、「個体群の維持」と「住民の安全・安心の確保」を両立する必要がある。そのためには、東京都が「個体群の維持」、市町村が「住民の安全・安心の確保」と目的を明確にし、それぞれの役割を遂行していくことが重要であり、防除対策によりツキノワグマの人里等への出没を未然に抑制し、有害捕獲による個体数減を最小限にとどめる取り組みを推進する。

#### ①個体群の維持

ツキノワグマについては、人身被害も発生しており適正な管理が必要な状況と考える。

東京都における推定生息数は、2020 年度に実施した調査結果によると平均値 161 頭（128-181 頭）である。東京都で生息するツキノワグマは、関東山地地域個体群の一部であることから「表 2.2 クマ類の個体数水準と捕獲上限割合及び保護・管理の目標」における個体群水準 3（危急地域個体群）が該当する。個体群水準 3（危急地域個体群）の維持または水準 4 への引き上げのための捕獲上限割合 8%を適用すると、年間捕獲の上限は平均値換算で 13 頭、下限値換算では 11 頭となる（表 3.1 参照）。そのため、東京都における捕獲上限数は、11～13 頭が目安として考えられる。

ツキノワグマが出没した際には、人的被害を防止するため、生息地域となる市町村と連携して、出没・目撃情報を把握し、警戒・防除を図っている。近年の捕獲実績では、令和元年に 14 頭、令和 2 年には 12 頭捕獲されており、現状において捕獲上限数の目安である 11～13 頭と同等もしくは上回っている状況にある。そのため、生息数確保の観点から、**第 13 次においても狩猟禁止を継続し、有害捕獲のみ**とすることを検討する。

表 3.1 関東山地地域個体群の捕獲上限数（参考値）

都道府県	生息分布面積	生息数	捕獲上限割合	捕獲上限数	備考
群馬県	1,113 km <sup>2</sup>	195 頭	-	22 頭	第一期計画でガイドラインに基づき設定
長野県	487 km <sup>2</sup>	120 頭	3%	4 頭	生息状況等を勘案し毎年設定
山梨県	1,209 km <sup>2</sup>	295 頭	10%	※30 頭	地域個体群別ではなく、全県（推定 723 頭）で 10%と設定
東京都 （試算）	502 km <sup>2</sup>	161 頭 （平均値）	8%	13 頭	8%：個体群水準 3 を適用 狩猟自粛（H19）以降の平均捕獲数：3.0 頭 過去 10 年間の平均捕獲数：4.2 頭 過去 5 年間の平均捕獲数：6.4 頭
		128 頭 （下限値）	8%	11 頭	

出典）東京都：「令和 2 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託 業務報告書」（2021 年 3 月 東京都）

群馬県：「群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画）」（平成 29 年 3 月 群馬県）

長野県：「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第 4 期ツキノワグマ保護管理）」（平成 29 年 3 月 長野県）

山梨県：「第 4 期山梨県ツキノワグマ保護管理指針」（平成 29 年 3 月 山梨県）

## ②防除対策の実施

住民の安全と安心を確保するためには、ツキノワグマが集落等に入り込まないように関係市町村と密接に連携し適切に防除対策を実施する必要がある。また、防除対策を効率的に行い、効果を発揮していくためには、実施する地域との合意形成や協力が不可欠である。取り組むべき防除対策の内容と期待される効果を以下に示す。

### ■草刈等によるバッファゾーンの創出

ツキノワグマの出没が予想しにくい地域での住民との突然の出会いによる人身被害を回避し、また、下草などに隠れての移動を減らすため、周辺環境の整備として、図 3.1 に示すような場所の下草や灌木の草刈及び刈り払いを行う。

人里集落や道路に接し、ツキノワグマの出没ルートとなっている場所のうち、見通しの悪い藪となっている場所において、見通しの良い緩衝地帯（バッファゾーン）を作ることにより、ツキノワグマが出没しにくい環境を創出する。

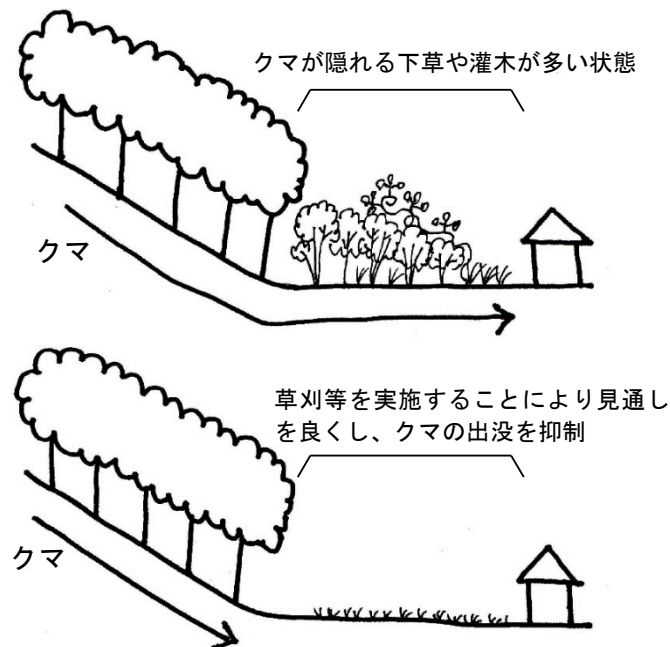


図 3.1 バッファゾーンのイメージ

### ■電気柵の設置

ツキノワグマが出没する要因となる誘引物の除去（移設を含む）を実施したうえで、除去が不可能な誘引物のある場所（農作物のある畑や倉庫）の周辺に電気柵を設置することにより出没を抑制する。

### ■自動監視カメラの設置

設置により、人里周辺への出没の早期発見、状況の確認及び対応策の検討へ役立てる。

### ■見回り及び追払い

地域猟友会等のツキノワグマに関する知識及び技術を有する人材の協力のもと見回りを実施し、人里周辺への出没の際には、ロケット花火や爆竹といった花火や空砲等、また、猟犬を使用した追払いを行うことにより出没を抑制する。